

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

タイトル	Joint Implementation - Track 1 versus Track 2 共同実施～トラック 1 とトラック 2
主催	オーストリア政府
日時	2005 年 12 月 2 日 (金) 15:30 ~ 18:00 (於 EU パビリオン Room 2)
主要討論者	発表者 : Alexandra Amerstorfer (オーストリア・Kommunalkredit) Jozsef Feller (ハンガリー・気候変動ユニット) Gabriela Fischerova (スロバキア・環境省)
傍聴者	約 30 名
目的	共同実施 (JI) の今後の方向性について、オーストリアの JI/CDM プログラムとハンガリー、スロバキアの JI に対する取り組みについて紹介する。
発表の概要	<p>Alexandra Amerstorfer 氏 (オーストリア・Kommunalkredit) :</p> <p>オーストリアの JI/CDM プログラムの下では、35 百万 t の排出削減クレジットを獲得する予定で、そのための予算は 2.88 億ユーロを計上している。この JI/CDM プログラムでは、環境十全性 (environmental integrity)、費用対効果、早期投資、技術移転の促進、及び社会的に重要なインフラの改善を確保する。</p> <p>マーケットにおいては不確実性が存在し、それは、プロジェクトサイクルの長さ、CDM の手続面、各国の定める承認手続き、トラック 1 かトラック 2 かの JI 手続面、JI 監督委員会 (JISC) の決定、EU ETS 連結指令の影響、及びポスト京都の行方などである。</p> <p>JI のトラック 1 かトラック 2 かに関しては、6 つの要件 (京都議定書の締約国であること、割当量を算定していること、国別登録簿 (レジストリー) を整備していること、GHG 算定の国家制度を整備していること、GHG インベントリを毎年提出していること、割当量の補足的情報を提出していること) をすべて満たしていればトラック 1 になり、 ~ を満たしていればトラック 2 になる。トラック 1 の場合、JI プロジェクトの分類、プロジェクト設計書の有効性、及びプロジェクトによる排出削減量の決定は国家ガイドラインで行うことが出来る。しかし、トラック 2 の場合は、JI プロジェクトの分類は JISC の決定に基づかねばならず、プロジェクト設計書の有効性及びプロジェクト削減量の決定は認定独立組織 (AIE) の審査を通らなければならない。</p> <p>トラック 1 の利点は、簡素であること、柔軟性が高いこと、取引費用が低く抑えられること、ベースラインの標準化が可能なこと、及び JISC に決定に拠るべきリスクがないことが挙げられるが、欠点としては基準がホスト国によって変わるので、同種のプロジェクトでも異なるアプローチが必要となることである。対して、トラック 2 では、基準が単一となるという利点がある。しかし、JISC の決定に左右されるという不確実性が存在し、またガイドライン開発にかかる作業が時間のかかる作業となるという欠点がある。</p> <p>オーストリアは、現在までの JI プロジェクトについては、ホスト国を可能な限りトラック 1 にする努力をしてきた。今後将来的には、JI に関してはトラック 1 国で行うか、あるいはグリーン投資スキーム (GIS) で行うかになる。</p> <p>GIS とは、京都議定書 17 条に定める割当量の発行・取引から有効とされるものであり、GIS も一つのオプションとなりうる。GIS の下では、割当量 (AAU) の移転が可能であ</p>

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

	<p>り、また環境十全性も確保できる。加えて、JI で定められる該当分野以外の分野についてのプロジェクトも実施できる。</p> <p>オーストリアの努力は、ホスト国をトラック 1 になるようサポートすること、並びに GIS も推し進めていくことである。</p> <p><u>Jozsef Feller 氏 (ハンガリー・気候変動ユニット):</u></p> <p>ハンガリーは、これまでに JI に関して、36 のプロジェクト・アイデア・ノート (PIN) を受領し、27 の支持レター (LoE) (これは単に反対しないという意味のもの)、14 の承認文書 (LoA) を発行した。LoE 及び LoA を発行した対象プロジェクトは、ERUPT のもの、オーストリア政府のプロジェクト、世界銀行のプロトタイプ・カーボン・ファンド (PCF) のものなどである。</p> <p>ハンガリーにとっての JI 実施の課題の一つは、JI のための国内システムの構築 (割当量 (AAU) の計算・再計算やインベントリ提出、補足的追加情報の提出など) である。いま一つの課題は、承認体制や機動的・人材的資源の確保、年例報告、国内担当部署の決定など JI 承認の基準の設定である。</p> <p>現状は、2003 年分の国別インベントリを最近提出し、2004 年分は 2005 年末までに提出を予定している。しかし、インベントリ担当機関が法定されておらず、加えて担当機関を設置するためには、人材が現在の 1.5 倍必要である。品質保証 (QA/QC) 体制や不確実性対策、データ管理システムも、存在しない。</p> <p>JI プロジェクトの追加性に関しては、ハンガリーとしては、環境的追加性として、プロジェクト排出量が従来通り (BAU) 排出量よりも小さければ、追加性があると認める。財政的追加性は、炭素価値があればよい。法的追加性については、プロジェクト実施分野に法規制が存在しなければ追加的であると認める。</p> <p><u>Gabriela Fischerova 氏 (スロバキア・環境省):</u></p> <p>スロバキアは JI のホスト国となり得る。JI ホスト国としての手続きは、まず投資者と共同でプロジェクト予備審査 (スクリーニング) を行い、プロジェクト提案を準備し、環境省に承認申請を行う。環境省では、JI 承認基準に照らして審査を行い、それに通れば環境省から承認を与える。</p> <p>JI 承認基準としては、プロジェクトが再生可能エネルギー及び産業分野におけるエネルギー効率改善・コジェネに関するものであること、追加性があること、及びその他の環境利益が見込めること、が挙げられる。</p> <p>JI には、プロジェクト規模や高額な取引コストなどの欠点があり、したがってプロジェクト・ベースの排出量取引の可能性も検討している。この場合、JI 基準を適用する必要がなく、小規模プロジェクトやその他のガスを対象とすることも出来る。経済的にも最適である。</p>
質疑応答	<p>Q1: トラック 1 になるために、どのようなことをしているのか?</p> <p>A1 (Fischerova 氏): 現時点では、トラック 2 のつもりで準備を進めている。まずはトラック 2 で始めたとしても、いずれトラック 1 になれるであろう。</p> <p>Q2 (パシコン・水野氏): オーストリアの JI/CDM プログラムは、入札制度であるが、そ</p>

これは会議主催者による公式議事録ではありません。引用はお控えください。
This is not an official record by the meeting organizers. Do not quote.

	れはロシアを想定対象としているのか？ A2 (Amerstorfer 氏): そういう訳ではない。
資料	< 会場配布資料 > パンフレット 『The Austrian JI/CDM Programme』 < オンライン資料 > なし

文責：元田 智也 (GEC)